

世羅町告示第 3号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり告示する。

平成31年1月7日

世羅町長 奥田 正和

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
名 称 ザグザグ世羅店  
所在地 世羅郡世羅町大字西上原字鎌倉 878-3、878-4
- 2 変更した事項
  - (1) 大規模小売店舗を設置する者の住所及び代表者の氏名  
(変更前) オリックス株式会社 代表執行役 宮内 義彦  
東京都港区浜松町二丁目4番1号  
(変更後) オリックス株式会社 代表執行役社長 井上 亮  
東京都港区浜松町二丁目4番1号
  - (2) 大規模小売店舗の名称  
(変更前) (仮称) ZAGZAG世羅店  
(変更後) ザグザグ世羅店
  - (3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の住所及び代表者の氏名  
(変更前) 株式会社ザグザグ 代表取締役 藤井 孝洋  
岡山市大内田 766-2  
(変更後) 株式会社ザグザグ 代表取締役 森 信  
岡山市中区清水 369 番地 2
- 3 変更年月日  
平成17年9月26日（株式会社ザグザグの本社移転）  
平成17年11月1日（大規模小売店舗の名称決定）  
平成23年1月1日（オリックス株式会社の代表者の交代）  
平成29年2月26日（株式会社ザグザグの代表者の交代）
- 4 変更する理由
  - ・建設設置者の代表者交代のため
  - ・小売業者の代表者交代及び本社移転のため
  - ・大規模小売店舗の名称決定のため
- 5 届出年月日  
平成30年12月28日
- 6 届出等の縦覧場所、縦覧期間及び縦覧のできる時間帯
  - ① 縦覧場所

世羅郡世羅町役場商工観光課（世羅郡世羅町大字西上原 123 番地 1）

② 縦覧期間

平成 31 年 1 月 7 日から平成 31 年 5 月 7 日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。

③ 縦覧のできる時間帯

午前 9 時から午前 12 時まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

7 意見書の提出

法第 8 条第 2 項に基づき、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から 4 月以内に、町に対し、次のとおり意見書を提出することができる。

① 提出期限

平成 31 年 5 月 7 日

② 提出先

世羅郡世羅町役場商工観光課